

瀬戸市告示第134号



瀬戸市議会9月定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月21日

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 日 時 令和2年9月1日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 6 8 号議案	地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	1
第 6 9 号議案	瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について……………	8
第 7 0 号議案	瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正について……………	1 0
第 7 1 号議案	瀬戸市市税条例の一部改正について……………	1 2
第 7 2 号議案	瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の廃止について……………	1 4
第 7 3 号議案	瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	1 5
第 7 4 号議案	瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	1 8
第 7 5 号議案	東山小学校大規模改修（建築）工事請負契約の変更について……………	2 0
第 7 6 号議案	瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例の一部改正について……………	2 1
第 7 7 号議案	幡中南菱野線外 1 路線道路改良工事請負契約の変更について……………	2 3
第 7 8 号議案	瀬戸市道路占用料条例の一部改正について……………	2 4
第 7 9 号議案	市道路線の認定について……………	2 7
第 8 0 号議案	市道路線の変更について……………	3 0
第 8 1 号議案	瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例の	

	一部改正について	33
第82号議案	令和2年度瀬戸市一般会計補正予算（第8号）	別冊
第83号議案	令和2年度瀬戸市一般会計補正予算（第9号）	別冊
第84号議案	令和2年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第2号）	別冊
第85号議案	令和2年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正 予算（第2号）	別冊
第86号議案	令和2年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補 正予算（第1号）	別冊
第87号議案	令和2年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第 1号）	別冊
認定第1号	令和元年度瀬戸市一般会計歳入歳出決算の認 定について	別冊
認定第2号	令和元年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第3号	令和元年度瀬戸市下水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	別冊
認定第4号	令和元年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	別冊
認定第5号	令和元年度瀬戸市介護保険事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	別冊
認定第6号	令和元年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算の認定について	別冊
認定第7号	令和元年度瀬戸市水道事業会計利益の処分及 び決算の認定について	別冊

同意第14号	瀬戸市教育委員会委員の任命について……………	別途
同意第15号	瀬戸市教育委員会委員の任命について……………	別途
報告第10号	令和元年度瀬戸市健全化判断比率の報告につ いて……………	別紙
報告第11号	令和元年度瀬戸市公営企業会計資金不足比率 の報告について……………	別紙
報告第12号	令和元年度瀬戸市水道事業会計継続費の精算 について……………	別紙
報告第13号	専決処分の報告について……………	別紙
提出	令和元年度瀬戸市土地開発公社の経営状況を 説明する書類の提出について……………	別冊
提出	令和元年度公益財団法人瀬戸市開発公社の経 営状況を説明する書類の提出について……………	別冊
提出	令和元年度瀬戸まちづくり株式会社の経営状 況を説明する書類の提出について……………	別冊
提出	令和元年度公益財団法人瀬戸市文化振興財団 の経営状況を説明する書類の提出について……………	別冊

2年市長提出第68号議案

地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める
ものとする。

令和2年9月1日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸市債権管理条例の一部改正)

第1条 瀬戸市債権管理条例(令和元年瀬戸市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>6 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>6 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合に</u>年1パーセント</p>

した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

9 <省略>

(瀬戸市河川管理条例の一部改正)

10 <省略>

の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(瀬戸市道路占用料条例の一部改正に係る延滞金の割合の特例)

9 当分の間、この条例による改正後の瀬戸市道路占用料条例第8条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、特例基準割合適用年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

(瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

10 <省略>

(瀬戸市河川管理条例の一部改正)

11 <省略>

(瀬戸市河川管理条例の一部改正に係る延滞金の割合の特例)

12 当分の間、この条例による改正後の瀬戸市河川管理条例第9条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、特例基準割合適用年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例

	<u>基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</u>
--	---

（瀬戸市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第2条 瀬戸市後期高齢者医療に関する条例（平成20年瀬戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （延滞金の割合の特例）	附 則 （延滞金の割合の特例）
第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u> が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>	第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u> が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（ <u>以下この条において「特例基準割合適用年」という。</u> ）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>

(瀬戸市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 瀬戸市国民健康保険条例(昭和36年瀬戸市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第4条 当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第4条 当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

(瀬戸市介護保険条例の一部改正)

第4条 瀬戸市介護保険条例(平成12年瀬戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下

線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第9条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第9条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>

(瀬戸市河川管理条例の一部改正)

第5条 瀬戸市河川管理条例（平成12年瀬戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>3 <省略></p> <p><u>(延滞金の割合の特例)</u></p> <p>4 <u>当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の</u></p>	<p>附 則</p> <p>3 <省略></p>

年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の瀬戸市債権管理条例附則第6項、瀬戸市後期高齢者医療に関する条例附則第3条、瀬戸市国民健康保険条例附則第4条、瀬戸市介護保険条例附則第6条及び瀬戸市河川管理条例附則第4項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出するのは、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、瀬戸市債権管理条例、瀬戸市後期高齢者医療に関する条例、

瀬戸市国民健康保険条例、瀬戸市介護保険条例及び瀬戸市河川管理条例中
所要の事項を整理するため必要があるからである。

2年市長提出第69号議案

瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年9月1日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年瀬戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)から(11)まで <省略></p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)から(11)まで <省略></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第70号議案

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正について

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年9月1日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 18 <省略> <u>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態 に対処するための職員の感染症防疫手当の特 例）</u>	附 則 18 <省略>
19 <u>別表第3感染症防疫手当の項に規定するも ののほか、職員が、市長が定める場所におい て、新型コロナウイルス感染症を指定感染症と して定める等の政令（令和2年政令第11号） 第1条に規定する新型コロナウイルス感染症 （以下「新型コロナウイルス感染症」とい う。）から市民等の生命及び健康を保護するた めに緊急に行われた措置に係る作業であって、 市長が定めるものに従事した場合は、感染症防 疫手当を支給する。この場合において、別表第 3感染症防疫手当の項の規定は、適用しない。</u>	
20 <u>前項に規定する手当の額は、次に掲げる額</u>	

とする。

(1) 次号に掲げる作業以外の作業 作業1日につき3,000円

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業 作業1日につき4,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の瀬戸市職員の給与に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(理 由)

この案を提出するのは、職員が、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した場合に、当該作業による感染のリスクを考慮し、感染症防疫手当に関する特例を定めるに当たり、瀬戸市職員の給与に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

2 年市長提出第 7 1 号議案

瀬戸市市税条例の一部改正について

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 9 月 1 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

瀬戸市市税条例（昭和 4 0 年瀬戸市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第 2 3 条の 4 <省略> <u>(法附則第 6 0 条第 3 項に規定する条例で定める放棄)</u>	附 則 (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第 2 3 条の 4 <省略>
第 2 3 条の 5 <u>法附則第 6 0 条第 3 項に規定する条例で定める放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 2 5 号）</u> <u>第 5 条第 1 項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。</u>	

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部

改正に伴い、瀬戸市市税条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第72号議案

瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の廃止について
瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次の
ように定めるものとする。

令和2年9月1日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例（昭和49年瀬戸市条
例第12号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けた者に係る廃止前の瀬戸市
老人憩いの家の設置及び管理に関する条例第10条第2項に規定する使
用料の徴収及び同条第3項ただし書に規定する使用料の還付に関しては、
同条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を
有する。

（理 由）

この案を提出するのは、瀬戸市老人憩いの家を廃止するため必要がある
からである。

2年市長提出第73号議案

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年9月1日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成26年瀬戸市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置) 第5条 <省略> <u>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</u> 第6条 <u>当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</u>	附 則 (小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置) 第5条 <省略>

第7条 当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に準じて、瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第74号議案

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年9月1日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成26年瀬戸市条例第25号）の一部を次のように改正
する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(22)まで <省略> (23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)から(29)まで <省略>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(22)まで <省略> (23) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)から(29)まで <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

2 年市長提出第 7 5 号議案

東山小学校大規模改修（建築）工事請負契約の変更について

令和元年 7 月 5 日議会の議決を経て締結した東山小学校大規模改修（建築）工事請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 2 年 9 月 1 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 契約金額

変更前 201,611,300 円

変更後 210,206,700 円

2 工期

変更前 令和元年 7 月 8 日から令和 3 年 1 月 5 日まで

変更後 令和元年 7 月 8 日から令和 3 年 2 月 22 日まで

（理由）

この案を提出するのは、東山小学校大規模改修（建築）工事請負契約の金額の変更に伴い、変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 52 年瀬戸市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第76号議案

瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例の一部改正について

瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年9月1日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例（平成4年瀬戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) 市街化調整区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）<u>第7条第3項</u>に規定する市街化調整区域をいう。</p> <p>(6)及び(7) <省略></p> <p>(8) 風俗関連ホテル ホテル等のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第6項第4号</u>に規定する営業の用途に供する建築物又はこれに類する建築物で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>アからカまで <省略></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) 市街化調整区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）<u>第7条</u>に規定する市街化調整区域をいう。</p> <p>(6)及び(7) <省略></p> <p>(8) 風俗関連ホテル ホテル等のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第4項第3号</u>に規定する営業の用途に供する建築物又はこれに類する建築物で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>アからカまで <省略></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の一部改正等に伴い、瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

2 年市長提出第 7 7 号議案

幡中南菱野線外 1 路線道路改良工事請負契約の変更について

令和 2 年 5 月 1 2 日議会の議決を経て締結した幡中南菱野線外 1 路線道路改良工事請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 2 年 9 月 1 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

契約金額

変更前 1 5 7 , 8 5 0 , 0 0 0 円

変更後 1 7 9 , 5 9 8 , 1 0 0 円

(理 由)

この案を提出するのは、幡中南菱野線外 1 路線道路改良工事請負契約の金額の変更に伴い、変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 5 2 年瀬戸市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第78号議案

瀬戸市道路占用料条例の一部改正について

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年9月1日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例

瀬戸市道路占用料条例（昭和48年瀬戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(占用料の減免)</p> <p>第7条 市長は、占用物件が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号） 第2条第1項第<u>17号</u>に規定する電気事業者 又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の電線又は電話線及び各戸引込地下埋設管</p> <p>(4)から(13)まで <省略></p> <p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <省略></p> <p><u>(瀬戸市道路占用料徴収条例の廃止)</u></p>	<p>(占用料の減免)</p> <p>第7条 市長は、占用物件が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号） 第2条第1項第10号に規定する電気事業者 <u>(同項第8号に規定する特定規模電気事業者を除く。)</u>又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の電線又は電話線及び各戸引込地下埋設管</p> <p>(4)から(13)まで <省略></p> <p>附 則</p> <p>1 <省略></p>

<p>2 <省略> <u>(経過措置)</u></p> <p>3 <省略> <u>(瀬戸市財産条例の一部改正)</u></p> <p>4 <省略> <u>(延滞金の割合の特例)</u></p>	<p>2 <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>4 <省略></p>
<p>5 <u>当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の</u> <u>年14.5パーセントの割合及び年7.25パ</u> <u>ーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、</u> <u>各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租</u> <u>税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9</u> <u>3条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）</u> <u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう</u> <u>。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合</u> <u>に満たない場合には、その年中においては、年</u> <u>14.5パーセントの割合にあつてはその年に</u> <u>おける延滞金特例基準割合に年7.25パーセ</u> <u>ントの割合を加算した割合とし、年7.25パ</u> <u>ーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準</u> <u>割合に年1パーセントの割合を加算した割合（</u> <u>当該加算した割合が年7.25パーセントの割</u> <u>合を超える場合には、年7.25パーセントの</u> <u>割合）とする。</u></p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市道路占用料条例附則第5項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、瀬戸市道路占用料条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第79号議案

市道路線の認定について

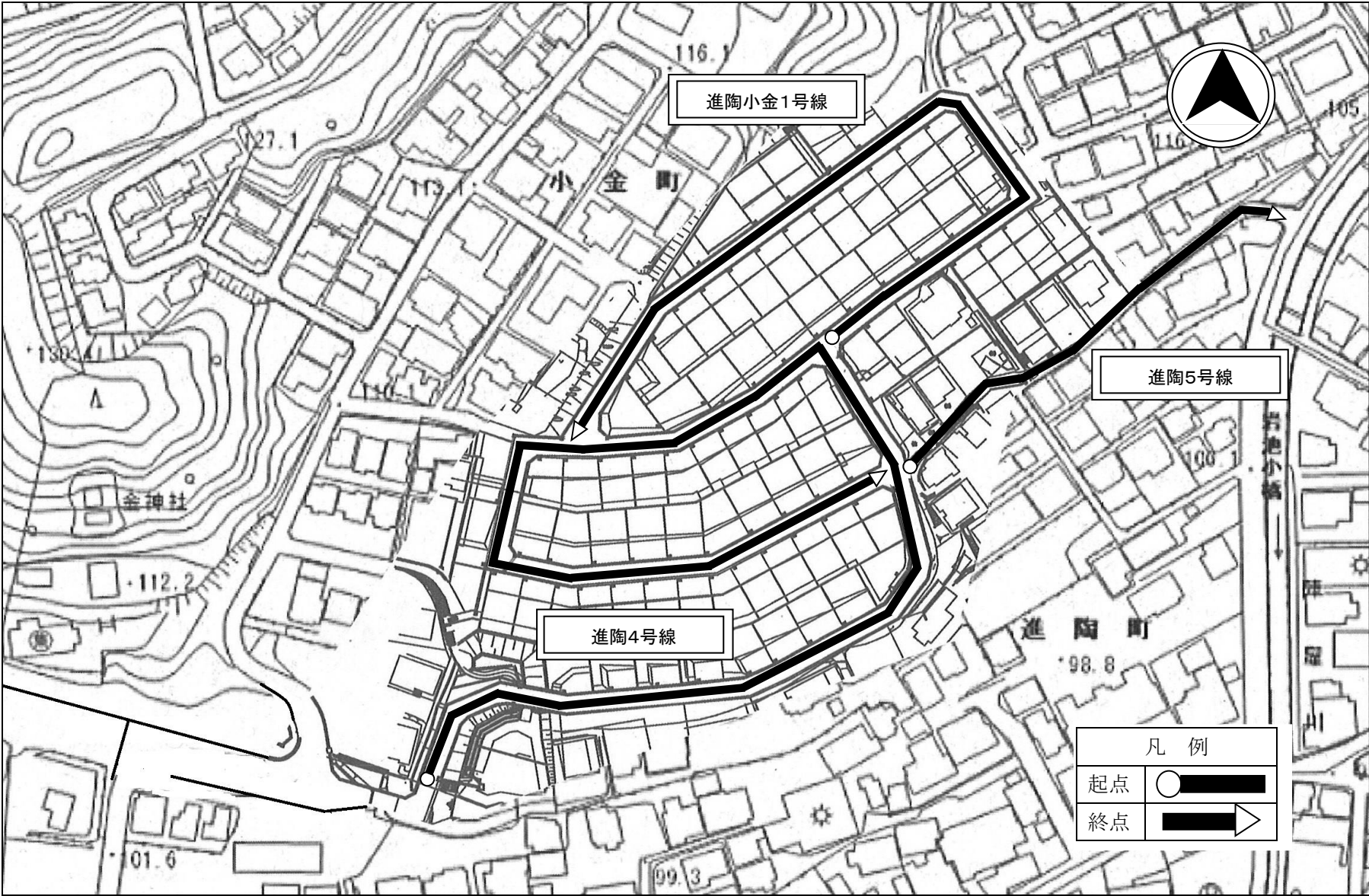
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月1日提出

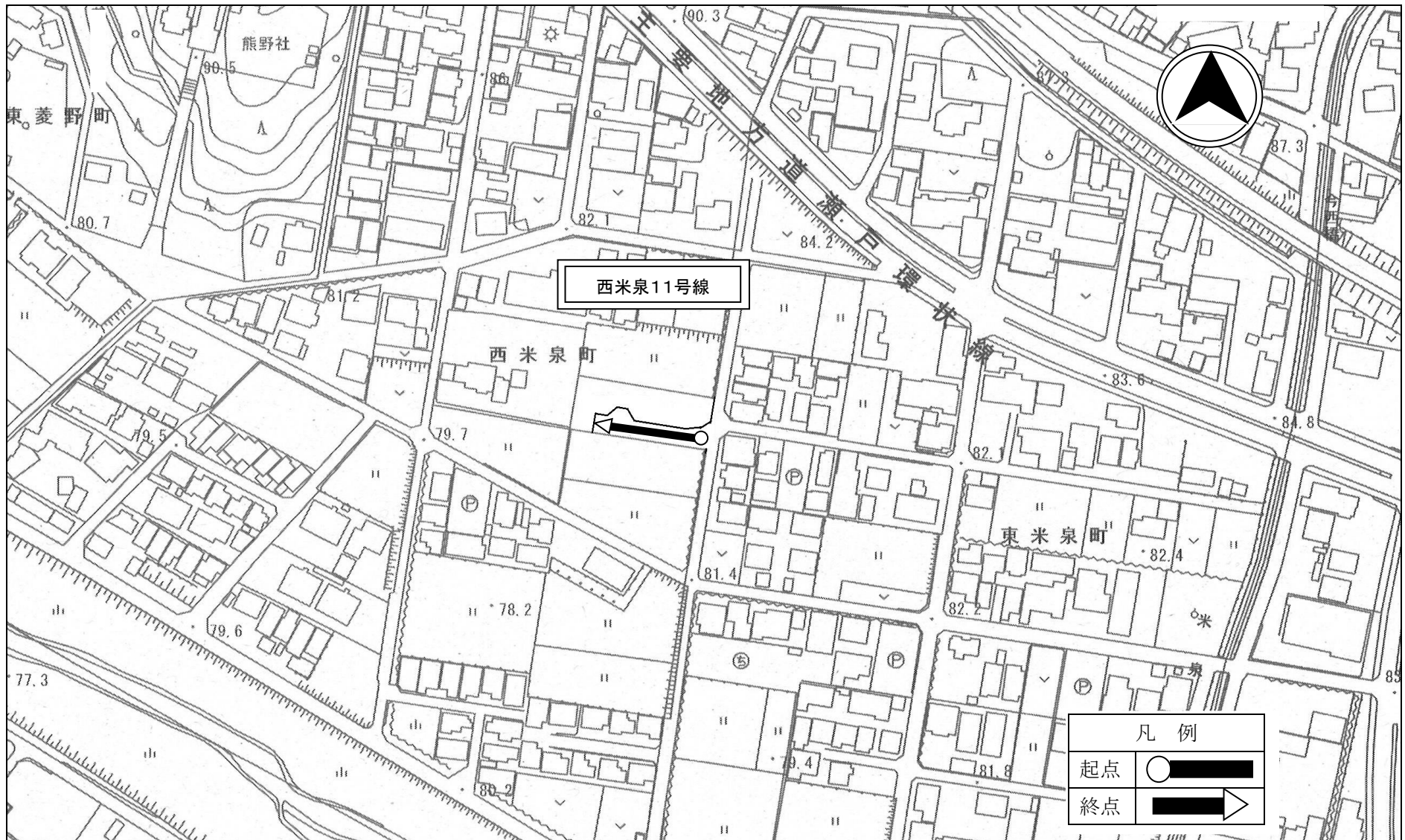
瀬戸市長 伊藤保徳

路線番号	路線名	起 点
		終 点
09167	進陶4号線	進陶町107番4地先
		進陶町116番15地先
09168	進陶5号線	進陶町118番2地先
		進陶町182番6地先
09169	進陶小金1号線	進陶町116番51地先
		小金町77番18地先
12516	西米泉11号線	西米泉町157番6地先
		西米泉町157番2地先

認定路線図



認定路線図



2年市長提出第80号議案

市道路線の変更について

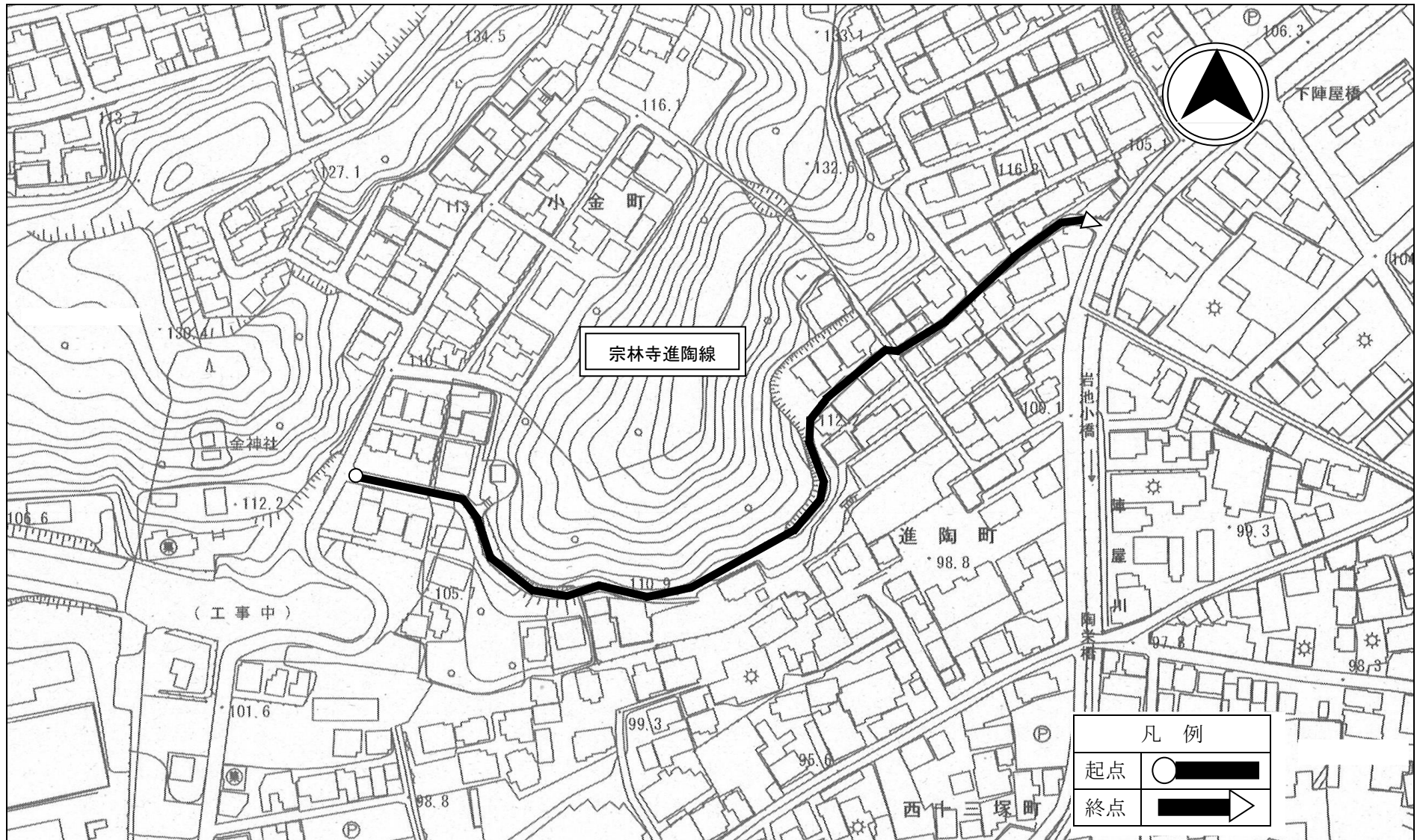
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月1日提出

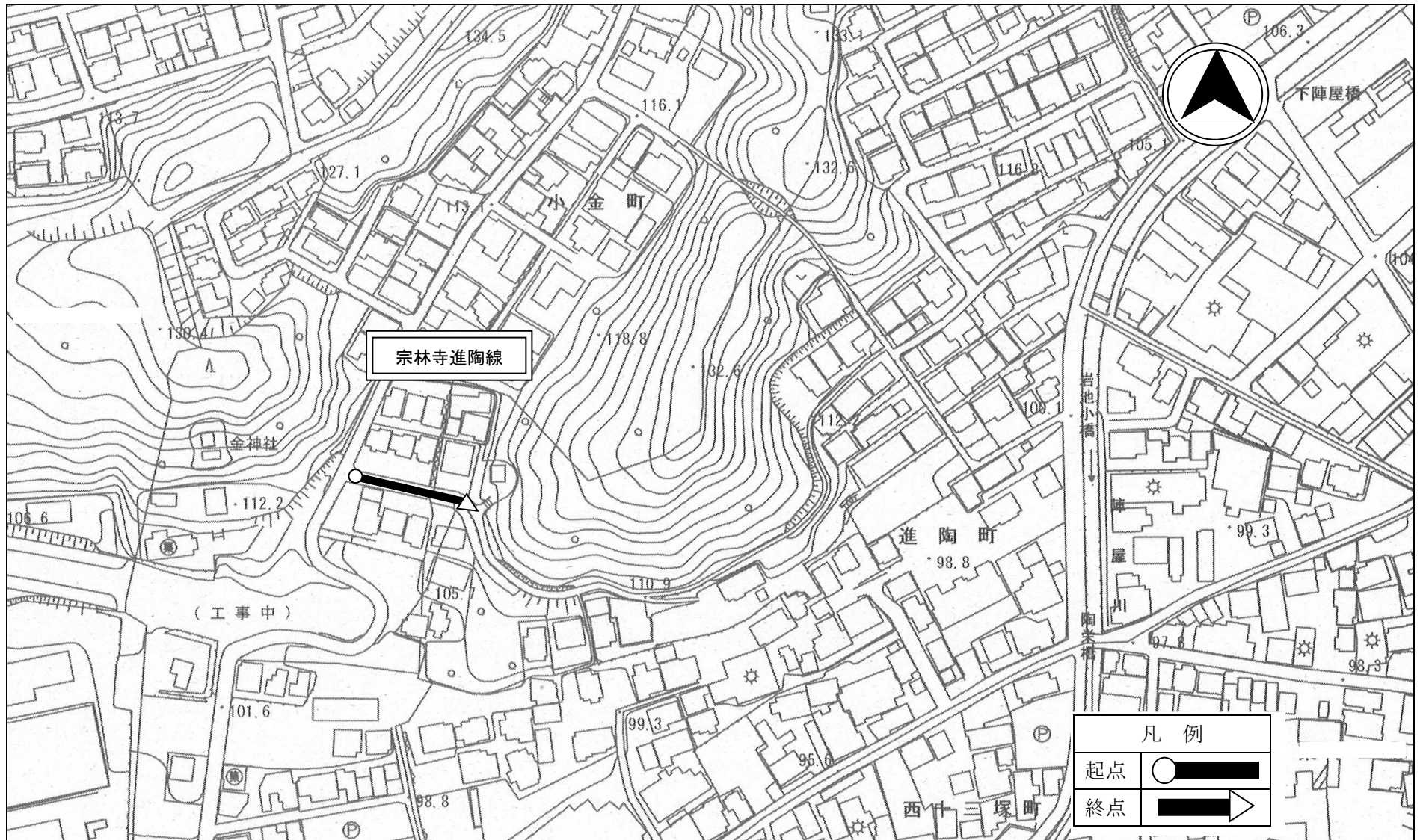
瀬戸市長 伊藤保徳

路線番号	路線名	起 点	
		終 点	
09123	宗林寺進陶線	前	小金町72番7地先
			進陶町147番7地先
		後	小金町72番7地先
			進陶町109番1地先

認定路線図 (変更前)



認定路線図（変更後）



2年市長提出第81号議案

瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正について

瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年9月1日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和57年瀬戸市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>瀬戸市下水道事業受益者負担金条例</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第12条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パー</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第12条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加</u></p>

セントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、題名の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市下水道事業受益者負担金条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正等に伴い、瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。